

(設置)

第1条 本市に、和歌山市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬に関する業務の合理化に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか一般廃棄物の処理について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民組織団体の役職員
- (3) 一般廃棄物処理業者又はその団体の役職員
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民環境局環境部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年3月6日)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成9年12月22日)抄

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月22日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

4 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の和歌山市廃棄物対策審議会条例第3条第2項第1号に掲げる者のうちから委嘱され、在任している和歌山市廃棄物対策審議会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。